

株主各位

東京都新宿区新宿六丁目28番8号
ラ・ベルティ新宿3階
株式会社INGS
代表取締役社長 青柳 誠希

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://ingsinc.co.jp>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、右上メニュータブ「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト(上場会社情報サービス)へアクセスしていただき、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄より閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、議決権の行使をお願い申し上げます。議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第16回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って2024年11月28日(木曜日)午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年11月29日(金曜日)午後1時00分
2. 場 所 東京都新宿区新宿六丁目28番8号 ラ・ベルティ新宿3階
当社本店3階会議室
3. 目的事項
報告事項 第16期(2023年9月1日から2024年8月31日まで)事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 取締役7名選任の件
4. 議決権の行使についてのご案内
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年11月28日(木曜日)午後6時30分までに到着するようご返送ください。議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日、ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://ingsinc.co.jp>)及び東京証券取引所ウェブサイト(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役7名選任の件

当社の以下の取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役7名の選任をお諮りするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あおやぎ まさき 青柳 誠希 (1984年4月13日) 再任	2009年3月 当社 設立 代表取締役社長 就任(現任) 2018年10月 (株)キャンディー-BOX 代表取締役 就任 2019年4月 (株)MAcompany 設立 代表取締役 就任(現任) (重要な兼職状況) (株)MAcompany 代表取締役	580,000株
2	もちき そう 持木 惣 (1984年7月28日) 再任	2007年4月 (株)大黒屋 入社 2009年4月 当社 入社 2019年3月 取締役 レストラン事業部長 就任(現任) 2020年12月 (株)キャンディー-BOX 取締役 就任	—
3	つかもと かずひろ 塚本 一宏 (1984年6月8日) 再任	2007年4月 (株)東栄住宅 入社 2012年4月 エスティーヌ(株) 入社 2014年2月 ヒューメンタッチ(株) 入社 2014年7月 当社 入社 2019年3月 取締役 ラーメン事業部長 就任(現任)	—
4	いしい たけあき 石井 文章 (1984年4月13日) 再任	2007年4月 (株)大塚商会 入社 2009年12月 (株)エコロジーホーム 入社 2017年9月 当社 入社 2019年1月 管理部長 就任 2020年9月 取締役 管理部長 就任 2021年8月 取締役 総務部長 就任(現任)	—
5	いその ゆう 磯野 勇 (1988年3月14日) 再任	2010年4月 (株)アロウズ 入社 2011年12月 (株)YS NET 入社 2013年4月 当社 入社 2017年9月 ブルデンシャル生命保険(株) 入社 2018年10月 当社 入社 2020年9月 取締役 人事部長 就任(現任)、内部監査室長 就任(現任)	—
6	すずき けん 鈴木 建 (1986年2月11日) 再任	2008年4月 大和証券SMBC(株)(現:大和証券(株)) 入社 2016年6月 (株)ジェイ・ウィル・アドバンス(現:(株)ジェイ・ウィル・アセットマネジメント) 入社 2021年3月 当社 入社 2021年8月 経営管理部長 就任 2021年9月 取締役 経営管理部長 就任(現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	おおもり さやか 大森 彩香 (1978年9月28日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #333; color: white;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #ccc;">独立</div>	2006年10月 弁護士登録 2006年10月 三宅・今井・池田法律事務所 入所 2008年10月 ウィザーズ総合法律事務所 入所 2009年6月 クルーズ(株) 社外監査役 就任 2011年9月 濱田法律事務所 入所 2012年1月 公益財団法人日本数学検定協会 監事 就任 (現任) 2019年12月 (株)スマサポ 社外監査役 就任 (現任) 2021年4月 当社 取締役 就任 (現任) 2024年4月 大森法律事務所 設立 所長 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人日本数学検定協会 監事 (株)スマサポ 社外監査役 大森法律事務所 所長	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する株式数は当事業年度末(2024年8月末)現在の株式数を記載しております。
3. 候補者青柳誠希氏は、当社の親会社等であります。
4. 大森彩香氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合は、引き続き独立役員となる予定です。
5. 大森彩香氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士であり、その専門的見地を活かし、法律面や経営リスク及びコンプライアンスについての有用な助言を求められるものとの期待したためです。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
6. 大森彩香氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年7か月となります。
7. 当社と大森彩香氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。原案どおり選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、取締役候補を含む役員全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不法行為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、原案どおり選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

第 16 期 事業報告

(2023 年 9 月 1 日から 2024 年 8 月 31 日まで)

株式会社 I N G S

事業報告

2023年9月1日から

2024年8月31日まで

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当事業年度(2023年9月1日から2024年8月31日まで)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に関連した行動制限が収束し、感染症法上の位置づけが2023年5月より従来の2類から5類に引き下げられたこと、海外からの入国制限緩和等から、インバウンド消費もコロナ禍前を超えるような状況となっており、正常な経済活動に戻ってきている状況となっております。一方、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や、円安の影響によるエネルギーコスト及び原材料価格の高騰、それに伴う物価の上昇など、景気の動向は依然として不透明な状況が続いております。

当社が属する外食業界におきましては、経済正常化に伴う人流回復により、客数は引き続き回復傾向にある一方で、上述の原材料及びエネルギー価格の上昇や労働力不足に伴う人件費の上昇、円安の進行等、引き続き厳しい経済環境が継続している状況となっております。

このような状況の下、当社は、原材料高などを踏まえたメニューの変更や、価格の見直し、店舗運営におけるオペレーションの見直し等を行いながら、対応を図っております。

(ラーメン事業)

ラーメン事業におきましては、直営店では、「らぁ麺 はやし田」町田店、新秋津店、浅草店及び「日本油党」町田支部、八王子支部の5店舗をオープンしており、合計31店舗となりました。油そばブランドの「日本油党」については、八王子支部の出店で3店舗目の出店となります。

その他取り組みとしましては、2023年9月の値上げに加え、売上高対策として、一部店舗の営業時間を延ばしたこと、また、サイドメニューのコスト削減等を取り組みとして行っております。そのような中、既存店売上高は前年同期比で104.2%の結果となりました。

プロデュース店では、新規で16店舗がオープンしておりますが、6店舗閉店もあり、合計69店舗となりました。なお、出店エリアにつき、兵庫県、石川県、愛知県で初出店となっており、引き続き、地方での展開が広がっている状況となっております。

この結果、ラーメン事業の売上高は3,290,437千円(前年同期比23.1%増)、セグメント利益は332,571千円(前年同期比47.6%増)となりました。

(レストラン事業)

レストラン事業におきましては、直営店では、「CONA」津田沼店及び「焼売のジョー」八王子店、千葉店、町田2号店の4店舗が新規オープンしており、「CONA」では合計18店舗、「焼売のジョー」では合計13店舗となりました。

なお、ライセンス店では、「CONA」で三重県、東京都と2店舗オープンしておりますが、1店舗閉店もあり、合計28店舗、「焼売のジョー」は増減なく、合計3店舗となっております。

その他取り組みとしましては、「CONA」では2024年2月末の値上げに加え、CONA恵比寿店の昼時間帯で営業をしている「YAMADA PASTA」においても2024年3月に値上げを行っております。また、「焼売のジョー」では、一部店舗において、ハッピーアワーにおける商品価格の調整を行いながら、売上の向上及び原価のコントロールを図っております。そのような中、既存店売上高は前年同期比で110.3%の結果となりました。

この結果、レストラン事業の売上高は3,128,144千円(前年同期比20.8%増)、セグメント利益は118,021千円(前年同期比104.4%増)となりました。

(全社)

上記の結果、当事業年度の業績は、売上高6,418,581千円(前年同期比22.0%増)、営業利益450,592千円(前年同期比59.2%増)、経常利益425,890千円(前年同期比60.2%増)、当期純利益285,899千円(前年同期比319.1%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において当社は9店舗の新規出店を実施したこと等により、399,811千円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

運転資金の確保、新規出店のための設備投資を目的に金融機関からの借入による資金調達を行った結果、当事業年度末の借入金総額は1,597,019千円となりました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

外食機会の減少、類似業態の出現、安全に対する消費者意識の高まりなど外食産業を取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しております。当社では持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

① 既存店売上の収益の維持向上

当社のブランドイメージ、商品の評価、収益性を維持するため、日々品質の向上と、お客様を飽きさせない仕組みの構築は重要な課題だと考えております。そのような中、当社は仕入業者及び商品の精査と交渉、並びにオペレーションの改善見直しを常に行っております。また、定期的な新商品の入れ替えや、季節と行事ごとに限定商品の開発にも力を入れ、それらをアプリやSNS等を通じてお客様に効果的に周知させることにより、お客様が常に満足する商品提供や、機会提供に努めてまいります。

② 新規出店の継続と出店エリアの拡大について

当社の直営店では、ラーメン事業、レストラン事業共に、一都三県を中心に主として都市型店舗を展開し、プロデュース店及びライセンス店においては、一都三県においては直営店と共存しながら、地方も含め全国に店舗を拡大していく方針であります。その中で、今後長期的な出店計画の実現にあたっては、好立地、好条件な物件を見つけることは重要な課題だと考えております。そのため、当社では店舗開発に係る交流会の参加や、不動産業者に留まらず、より広範な業者や関係者と接点を築くことで、より多くの物件情報の獲得を図っております。また、街の特色に合わせてラーメン事業又はレストラン事業のどちらかを選択することによる、同じ街で当社が運営する複数ブランドの共存、並びに店舗規模の大小にも対応することによる新規出店、出店エリアの拡大に取り組んでまいります。

③ 衛生・品質管理の強化徹底

当社では、お客様に安心してご利用いただき、食中毒が発生しにくい安全な環境で安全な商品を提供するために、衛生マニュアルの運用及び遵守、定期的な外部検査機関による衛生検査と検便検査、マネージャーによる臨店検査及び覆面調査により、衛生・品質管理の強化に努めてまいります。また、プロデュース店及びライセンス店においても新規開店前に当社基準の衛生マニュアルの運用指導を行っており、ライセンス店は、当社同様に定期的な外部検査機関による衛生検査を実施しており、衛生・品質管理の強化に努めてまいります。

④ 接客レベルの維持向上

お客様満足度の維持向上及び再来店の動機づけとして、接客レベルの維持向上は重要な課題だと考えております。そのため当社では、同業他社、類似店舗の競争が激化する中において持続的に愛される店舗であるために、お客様目線の接客に重きを置いております。質が良く安定した接客を提供するため、それぞれの業態個別に接客マニュアルの冊子を作成し、統一したオペレーションを確

立しております。また、自社内における評価として、マネージャーによる臨店検査を実施、外部からの評価として、一般消費者の覆面調査を実施し、それぞれの視点から、高品質な接客の維持向上に努めてまいります。

⑤ 人材採用と教育強化

今後の成長には優秀な人材の確保が重要であると考えております。中途採用だけではなく新卒採用にも積極的に取り組み、また、アルバイト従業員から正社員への登用やリファール採用（注1）にも力を入れております。離職率の低減にも重きを置き、新入社員研修、新卒研修、階層別研修や店長会議、副店長会議の中にも学びの機会を増やし、従業員に「企業のために何をしてもらおうか」ではなく「企業が従業員にどのような価値を与えられるか」という観点で、従業員満足度の維持向上に努めてまいります。全従業員の意見を収集し実態を確認するために、正社員・アルバイト従業員共に、毎年3月・9月の年2回社内ES調査を実施し、毎年10月には「GPTW」（注2）（働きがいのある会社認定）に挑戦し、その各結果を基に労働環境改善や福利厚生の実施を図っております。

（注1）リファール採用とは、紹介・推薦などの意味を持つ「リファール」を由来としており、社員の人的ネットワークを通じて人材を採用する手法のことであります。

（注2）GPTW=Great Place to Work®は、「働きがい」に関する調査・分析を行い、一定の水準に達していると認められた会社や組織を各国の有力なメディアで発表する活動を世界約100ヶ国で実施している専門機関のことであります。

⑥ 経営管理体制の強化

お客様に安定してサービスを提供し、業容の拡大を図るためには、経営管理体制の強化は重要な課題だと考えております。そのため当社では、多様化するリスクを的確に把握し、事業規模に合わせ、管理部門の体制強化を図る等、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことで経営基盤を強化してまいります。

（9）財産及び損益の状況

区 分	第13期 自2020年9月1日 至2021年8月31日	第14期 自2021年9月1日 至2022年8月31日	第15期 自2022年9月1日 至2023年8月31日	第16期(当事業年度) 自2023年9月1日 至2024年8月31日
売上高(千円)	2,026,090	3,489,434	5,261,600	6,418,581
経常利益(千円)	452,073	497,031	265,855	425,890
当期純利益 (△は損失)(千円)	△108,049	213,017	68,223	285,899
1株当たり当期純利益 (△は損失)(円)	△1,080円50銭	106円51銭	34円11銭	142円95銭
総資産(千円)	2,607,872	2,705,095	2,892,593	3,451,074
純資産(千円)	203,114	416,131	484,355	770,254
1株当たり純資産 (円)	2,031円14銭	208円7銭	242円18銭	385円13銭

（注）当社は、2021年4月17日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第13期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益(△は損失)及び1株当たり純資産額を算定しております。また2024年6月18日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益(△は損失)及び1株当たり純資産額を算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

当社の代表取締役社長である青柳誠希氏は、当社の親会社等に該当しております。当社は、金融機関よりの借入金、店舗造作等に係る割賦取引及び各店舗の賃借料に対し、青柳誠希氏より債務保証を受けております。

①取引にあたっての当社の利益を害さないよう留意した事項

当社は、その取引が当社及び株主共同の利益を害することがないように、原則として取締役会において、当該取引に関する取引理由、取引の必要性、取引条件及び取引の妥当性等を慎重に検討した上で、取引の可否を決定しております。

②当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社等に対して債務保証に伴う保証料の支払いはなく、取締役会は、親会社等との取引については上記①に記載の方法で決定しているため、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

③取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

上記の内容は、当事業年度末日現在で記載しております。

(11) 主要な事業内容（2024年8月31日現在）

当社は、企業理念に『幸せ』への挑戦～関わるすべての人と共に～」を掲げ、以下の事業を行っております。

① ラーメン事業

直営店の運営（直営店部門）及びプロデュース店へラーメン食材販売や店舗運営のノウハウ提供等（プロデュース部門）

② レストラン事業

直営店の運営（直営店部門）及びライセンス店へ「CONA」及び「焼売のジョー」のライセンス貸与（ライセンス部門）

(12) 主要な営業所及び工場（2024年8月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都
ラーメン事業直営店舗	東京都20店舗、神奈川県5店舗、埼玉県2店舗、千葉県3店舗、大阪府1店舗
レストラン事業直営店舗	東京都15店舗、神奈川県8店舗、埼玉県3店舗、千葉県4店舗、大阪府1店舗

(13) 使用人の状況（2024年8月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
264名(224名)	52名増(47名増)	31.3歳	3.1年

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、臨時使用人数は（ ）内に年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を外数で記載しております。
2. 増員の主な理由は、新規出店等の事業拡大によるものであります。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	322,236 千円
埼玉縣信用金庫	244,156 千円
株式会社りそな銀行	224,818 千円
株式会社みずほ銀行	211,667 千円
株式会社群馬銀行	138,322 千円
株式会社きらぼし銀行	123,469 千円
株式会社京葉銀行	103,723 千円
株式会社東和銀行	71,816 千円
株式会社第四北越銀行	69,277 千円
株式会社山梨中央銀行	41,660 千円
株式会社関西みらい銀行	30,815 千円
株式会社徳島大正銀行	15,060 千円

(15) その他株式会社現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

8,000,000 株

(2) 発行済株式の総数

2,000,000 株

(3) 株主数

11 名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社MAcompany	1,000,000 株	50.0%
青柳 誠希	580,000 株	29.0%
小島 直人	260,000 株	13.0%
株式会社ナシエルホールディングス	54,040 株	2.7%
株式会社菅野製麺所	23,320 株	1.2%
下遠野 亘	20,000 株	1.0%
有限会社和光	20,000 株	1.0%
株式会社プレコフーズ	16,000 株	0.8%
株式会社フードサプライ	13,320 株	0.7%
竹川 敦史	6,660 株	0.3%
株式会社エイト	6,660 株	0.3%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

2021年7月18日開催の取締役決議時による新株予約権（第1回新株予約権）

① 新株予約権の数

4,007 個

② 目的となる株式の種類及び数

普通株式 80,140 株(新株予約権 1 個につき 20 株)

(注) 2024年5月20日開催の取締役会決議により、2024年6月18日付で1株を20株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が4,007株から80,140株に変更になっております。

③ 新株予約権の払込金額

無償

④ 新株予約権の行使価額

567 円

⑤ 新株予約権の行使期間

2023年8月1日から2031年7月16日まで

⑥ 新株予約権の行使条件

- a. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- b. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- c. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- d. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- e. 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に新規株式公開される日（以下、「上場日」という）後、次の各号に掲げる期間（ただし、新株予約権の行使期間中に限る）、本新株予約権をすでに行使した本新株予約権を含めて、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる（この場合において、係る割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき、1 個未満の端数が生ずる場合には、係る端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする）。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

イ：上場日から1年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ：上場日から1年を経過した日から1年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ：上場日から2年を経過した日から行使期間の末日まで

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

⑦ 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	個数	目的である株式の数	保有者数
取締役(社外取締役を除く。)	2,162 個	43,240 株	5 名

(注) 社外取締役には新株予約権を付与していません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 取締役及び監査役の状況（2024年8月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の内容
青柳 誠希	代表取締役社長	(株)Macompany 代表取締役
持木 惣	取締役レストラン事業部長	—
塚本 一宏	取締役ラーメン事業部長	—
石井 文章	取締役総務部長	—
磯野 勇	取締役人事部長、内部監査室長	—
鈴木 建	取締役経営管理部長	—
大森 彩香	取締役	大森法律事務所 所長、公益財団法人日本数学検定協会 監事、(株)スマサポ 社外監査役
齋川 貞夫	常勤監査役	—
高橋 篤史	非常勤監査役	有限責任パートナーズ総合監査法人 代表社員、電気興業(株) 社外取締役、(株)あつまる 社外取締役
藤原 英理	非常勤監査役	あおば社会保険労務士法人 代表社員、(株)松屋フーズホールディングス 社外取締役
馬場 亮治	非常勤監査役	(株)ランブリッジ 代表取締役、(株)NATTY SWANKY ホールディングス 監査役、(株)ADI 代表取締役、(株)ラストワンマイル 社外取締役、(株)GLOBAL HR TECHNOLOGY 代表取締役、(株)ランブリッジ 代表取締役、(株)Take Action 監査役、(株)rYojbaba 代表取締役

- (注) 1. 大森彩香氏は、社外取締役であります。
2. 齋川貞夫氏、高橋篤史氏、藤原英理氏は、社外監査役であります。
3. 高橋篤史氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、2024年9月26日付で(株)東京証券取引所に対して、大森彩香氏、齋川貞夫氏、高橋篤史氏及び藤原英理氏を独立役員として届け出ております。
5. 馬場亮治氏は、辞任により2024年2月29日付で退任し、2024年3月1日付で藤原英理氏が新たに就任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	支給人員
取締役 (うち社外取締役)	86,610 千円 (1,800)	7 名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	11,100 千円 (11,100)	4 名 (4)
合 計	97,710 千円	11 名

- (注) 1. 上記には退任した監査役 1 名に対する報酬を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2024 年 6 月 17 日開催の臨時株主総会において、年額 200 百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は 7 名(うち社外取締役 1 名)です。
3. 監査役の報酬限度額は、2020 年 11 月 30 日開催の第 12 回定時株主総会において、年額 30 百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は 3 名(うち社外取締役 1 名)です。

② 取締役の報酬の内容に係る決定方針

取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針として、固定役員報酬テーブルの制定、取締役の個人別報酬の決定を代表取締役社長である青柳誠希氏に委任すること及び個人別報酬の決定に際し、任意の報酬委員会の審議を経ることを決議しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社の事業全体を把握し、全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職務について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外取締役が委員長を務め、社外取締役又は社外監査役が過半数である任意の報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役(大森彩香氏)及び監査役全員(齋川貞夫氏、高橋篤史氏、藤原英理氏)との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号の定める最低責任限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不法行為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、全役員であります。保険料は全額当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼務先	兼職の内容	関係
取締役	大森 彩香	大森法律事務所	所長	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
		公益財団法人日本数学検定協会	監事	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社スマサポ	社外監査役	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
監査役	高橋 篤史	有限責任パートナーズ総合監査法人	代表社員	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
		電気興業株式会社	社外取締役	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社あつまる	社外取締役	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
	藤原 英理	あおば社会保険労務士法人	代表社員	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社松屋フーズホールディングス	社外取締役	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主要な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	大森 彩香	当事業年度に開催された取締役会には25回中25回出席し、法律家としての高度な専門的知識・見識に基づき、適宜質問及び妥当性に関する確認や、業務遂行体制や安全面への助言等についても公平な見地で発言を行っております。
監査役	齋川 貞夫	当事業年度に開催された取締役会には25回中25回出席し、監査役会には16回中16回出席したほか、社内の主要な会議に出席し、上場企業の執行役員としての経験から、コーポレート・ガバナンス及び内部統制システム等に関する発言を行っております。
監査役	高橋 篤史	当事業年度に開催された取締役会には25回中25回出席し、監査役会には16回中16回出席し、公認会計士としての高度な専門的知識・見識に基づき、適宜質問及び妥当性に関する確認や、財務経理に関する助言等についても公平な見地で発言を行っております。
監査役	藤原 英理	社外監査役に就任後に開催された取締役会には14回中14回出席し、監査役会には6回中6回出席し、社労士としての高度な専門的知識・見識に基づき、適宜質問及び妥当性に関する確認や、労務及び安全衛生に関する助言等についても公平な見地で発言を行っております。
監査役	馬場 亮治	社外監査役就任中に開催された取締役会には11回中11回出席し、監査役会には10回中10回出席し、社労士としての高度な専門的知識・見識に基づき、適宜質問及び妥当性に関する確認や、労務及び安全衛生に関する助言等についても公平な見地で発言を行っております。

- (注) 1. 藤原英理氏は、2024年3月1日開催の臨時株主総会において、新たに監査役に選任されましたので監査役就任後に開催された取締役会及び監査役会の出席状況を記載しております。
2. 馬場亮治氏は、2024年2月29日付で退任したため、監査役就任中に開催された取締役会及び監査役会の出席状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan 有限責任監査法人

(注) PwC 京都監査法人は、2023 年 12 月 1 日付で PwC あらた有限責任監査法人と合併し、PwC Japan 有限責任監査法人となりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	17,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第 399 条第 1 項の同意をした理由は、会計監査人の品質管理、独立性、監査役とのコミュニケーション、経営者との関係、不正リスクへの対応及び同会計監査人の経営体質の改善状況等の観点で審議した結果、報酬が妥当であると判断したためであります。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務について、1,500 千円を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスを維持していくうえで、業務の適正を確保するために必要な体制の整備のため「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」を定め、取締役会規程、コンプライアンス規程をはじめとした社内規程を整備し、役職員に周知徹底しております。なお、当社では、新卒社員及び中途社員の全員に対して入社研修にて理念研修を実施しております。

また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、各部署における業務執行が法令及び定款に適合しているかの内部監査を実施しております。

監査役は、社内稟議書の確認や、取締役会及び重要な会議の出席により、会社の意思決定の過程及び結果が法令及び定款に適合しているかを監査しております。監査役、内部監査室及び会計監査人は、定期的に会合を行い、三様監査を実施しており、監査役監査、及び内部監査室の効率的な内部監査を実施しております。

なお、役職員の不正若しくは法令違反、ハラスメントを発見した場合等については、通常の伝達系統とは別に内部通報窓口及びハラスメント相談窓口を設置し、体制を整備しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、株主総会の議事録、取締役会の議事録、及びその他の重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱い、総務課を文書管理統括部門として体制化させ、法令及び「文書管理規程」「情報システム業務管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険管理に関する体制

当社では「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンスに関する問題等を含む様々なリスクに関する予防、対応を行っております。また、毎月開催されるリスク・コンプライアンス委員会にて、各部門の担当者を招集し想定しうるリスクの情報を共有しております。なお、不測の事態等により重大な損失の危険が発生した場合においては、代表取締役社長を対策本部長とした対策本部を設置し緊急事態対応体制を取ることであります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行っております。また、取締役の職務執行については、「組織規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、職務執行の効率化を図っております。

⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の業務補助のため総務課より監査役スタッフを配置しております。なお、配置される従業員の独立性及び当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員の人事考課、人事異動等については監査役の同意を得た上で決定することとしております。

⑥ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要事項の報告を受けることとしております。また、定期的に重要な決裁書類及び関係資料を閲覧し、必要に応じて取締役会又は使用人からその説明を求めています。

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び不正行為、又は会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実を確認した時は、遅滞なく監査役に報告するものとしております。また、監査役に報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止しております。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。また、内部監査室、会計監査人との三様監査によって定期的に会合をもち、監査の過程で発見された問題点について意見交換を行うこととしております。

監査役が、その職務の執行（監査役の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前

払い等の請求をした場合は、当該職務の執行に必要でない認められるときを除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

⑧ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、反社会的勢力との一切の関係を排除し、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく法的対応を含め毅然と対応することを基本方針とし、当社の取締役及び使用人に対してその徹底を図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、取締役7名（うち1名は社外取締役）及び監査役3名（うち3名は社外監査役）で構成されており、当社の意思決定機関として法定事項を決議すると共に、業務執行上の重要な事項を決定又は承認し、取締役の職務の執行を監督しております。また、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要な事項について検討しており、当事業年度は25回開催いたしました。その具体的な検討内容は、会社の決算に関する事項、経営方針、出退店計画、重要な規程に関する事項、その他取締役会で必要と認めた事項となります。

② リスク管理体制について

当社では、「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」を定め、事業運営上想定される様々なリスクの予知及び予防を行っております。

また、当社では、取締役総務部長を議長とし各部門の取締役及び監査役を中心に構成する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し原則として毎月1回開催し、各部門のリスク評価及び遵守状況に関する情報共有を行っております。なお、必要に応じて随時顧問弁護士、税理士、社労士、会計監査人等から助言及び指導を受けております。

③ 内部監査の実施について

当社における内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、代表取締役社長の任命を受けた責任者1名、担当者3名が「内部監査規程」に基づき、当社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び社内規程への準拠性を確認し、誤謬、脱漏、不正等の防止に役立て、経営の合理化及び能率の促進に寄与することにあります。また、監査の対象部門が内部監査人の分掌業務であるとき（当社では「人事部」「総務部」「ラーメン事業部」「レストラン事業部」がこれに当たります）は、自己監査とならないよう、相互に監査することで実効性を担保しております。なお、内部監査の状況については、月1回開催される監査役会にて報告され、必要に応じて取締役会にて共有がなされております。更に、定期的開催される三様監査会議にて会計監査人へも報告がなされており、適宜意見交換を行って情報の収集に努めるなど、相互に連携を図っております。

④ 監査役の職務の執行について

当社の監査役会は、監査役3名（うち常勤社外監査役1名、非常勤社外監査役2名）で構成されており、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務遂行を監査することを責務としております。また、監査に関する重要な事項についての情報共有や協議、又は決議を行っております。監査役会は、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しており、当事業年度に16回開催いたしました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び店舗において業務及び財産の状況の監査を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を行うことを重要な課題のひとつと認識しておりますが、企業価値を継続的に拡大し、安定した事業の継続のための財政状況と、将来の事業拡大に必要な内部留保の充実に努めることが重要と考えております。そのため、現在まで当社の剰余金は、事業規模の拡大、事業展開のための人材の採用や教育及び財務体質の強化に活用したため、配当の実施はこれまでありませんでした。

当面の間は内部留保に努める方針であり、内部留保資金については、将来の事業展開と経営基盤の強化のための資金として有効に活用していく所存であります。そのため、当事業年度につきましては、無配とさせていただきたいと存じます。

一方で、将来的には、経営環境及び業績、投資計画、財政状態等を勘案し、株主への利益還元を検討していく方針であります。なお、今後配当を実施する場合は、年1回を基本的な方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。

=====

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

第 16 期 計算書類

(2023 年 9 月 1 日から 2024 年 8 月 31 日まで)

株式会社 I N G S

貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,306,961	流 動 負 債	1,251,541
現金及び預金	1,005,752	買掛金	222,824
売掛金	145,797	1年内償還予定の社債	98,000
原材料及び貯蔵品	22,468	1年内返済予定の長期借入金	424,339
前渡金	2,628	未払金	47,949
前払費用	78,303	未払費用	185,622
その他	52,011	契約負債	7,804
固 定 資 産	2,140,498	未払法人税等	111,627
有形固定資産	1,140,229	リース債務	3,165
建築物	1,365,351	預り金	13,811
構築物	384	賞与引当金	41,740
機械装置	15,170	その他	94,655
工具、器具及び備品	234,667	固 定 負 債	1,429,279
リース資産	8,181	社債	25,000
減価償却累計額	△503,219	長期借入金	1,172,680
建設仮勘定	19,693	リース債務	4,829
無形固定資産	452,201	資産除去債務	144,032
ソフトウェア	93	長期未払金	35,981
のれん	361,199	その他	46,755
契約関連無形資産	90,909	負 債 合 計	2,680,820
投資その他の資産	548,067	純 資 産 の 部	
長期前払費用	54,828	株 主 資 本	770,254
繰延税金資産	60,595	資本金	10,000
敷金及び保証金	406,307	利益剰余金	760,254
その他	26,335	その他利益剰余金	760,254
繰延資産	3,614	繰越利益剰余金	760,254
社債発行費	3,614	純 資 産 合 計	770,254
資 産 合 計	3,451,074	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,451,074

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2023 年 9 月 1 日 至 2024 年 8 月 31 日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,418,581
売 上 原 価		2,178,902
売 上 総 利 益		4,239,679
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,789,086
営 業 利 益		450,592
営 業 外 収 益		
受 取 手 数 料	1,045	
受 取 補 償 金	835	
保 証 金 回 収 益	500	
受 取 保 険 金	1,029	
そ の 他	513	3,924
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,183	
社 債 発 行 費 償 却	5,038	
そ の 他	4,405	28,626
経 常 利 益		425,890
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	8,000	
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	3,189	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 額	4,975	16,165
税 引 前 当 期 純 利 益		442,055
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	159,874	
法 人 税 等 調 整 額	△3,717	156,156
当 期 純 利 益		285,899

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2023年9月1日 至 2024年8月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本			株主資本 合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	10,000	474,355	474,355	484,355	484,355
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		285,899	285,899	285,899	285,899
当 期 変 動 額 合 計	—	285,899	285,899	285,899	285,899
当 期 末 残 高	10,000	760,254	760,254	770,254	770,254

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～22年
構築物	10年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
契約関連無形資産	11年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたる定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると合理的に見込まれる損失額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、ラーメン事業及びレストラン事業を営んでおり、各事業において直営店部門並びにプロデュース部門及びライセンス部門を有しています。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 直営店部門に係る収益認識

直営店部門においては、顧客に対して飲食サービスを提供しております。飲食サービスは顧客に飲食サービスの提供が完了した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(2) プロデュース部門及びライセンス部門に係る収益認識

当社はプロデュース店及びライセンス店に対して食材の販売を行っております。食材の販売については、プロデュース店及びライセンス店に食材を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、当社はプロデュース店及びライセンス店からロイヤリティ収入を得ております。ロイヤリティ収入については、顧客に対して経営に関する指導、ノウハウや情報の提供等を行うことにより履行義務が充足されることから、毎月の提供時点において収益を認識しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

(店舗有形固定資産の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

店舗有形固定資産	1,140,229千円
減損損失	－千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算定方法

店舗固定資産

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。減損の兆候については、本社費配賦後の営業損益が継続してマイナス、又は、継続的なマイナス見込みである場合等に減損の兆候があると判断し、減損の兆候がある店舗については帳簿価額と翌事業年度以降の事業計画に基づいて算定した割引前将来キャッシュ・フローを比較し、減損損失を認識する必要がある店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。なお、新規に開店した店舗については、減損の兆候判定に係る一定の猶予期間を設けており、当該期間において営業損益がマイナスとなった場合においても、経営環境の著しい悪化や当初の計画から著しく下方に乖離が認められない場合には、減損の兆候には該当しないものとしております。

また、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合には使用価値をゼロとして評価しております。なお、当事業年度において、ラーメン事業の1店舗につき継続して営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えると判断し、減損損失は計上しておりません。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

店舗固定資産の減損損失の認識の判定で必要となる将来キャッシュ・フローは、過年度の実績と市場環境を勘案した業績予測を基礎としたラーメン事業及びレストラン事業の両事業における事業計画に基づき算定しております。当該事業計画における主要な仮定は、(客数及び客単価にて構成される)既存店売上高であります。

(3) 翌事業年度の計算書類における影響

固定資産の評価は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りにより決定しておりますが、上記の仮定は市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、不確実性が伴っております。また、当該仮定を見直す必要が生じた場合は、翌事業年度の計算書類において、のれん及び契約関連無形資産並びに店舗有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	100,000	1,900,000	—	2,000,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

2024年6月18日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行ったことによる増加
1,900,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権	普通株式	81,320	—	1,180	80,140	—

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 2024年6月18日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の数を記載しております。

3. 当事業年度に、退職者の発生により新株予約権59個が失効し、これに対応する株式数1,180個が減少しました。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	14,442千円
未払事業税	11,901千円
資産除去債務	49,835千円
減損損失	43,053千円
その他	5,696千円
繰延税金資産合計	<u>124,928千円</u>

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△30,110千円
契約関係無形資産	△31,454千円
その他	△2,768千円
繰延税金負債合計	<u>△64,333千円</u>
繰延税金資産純額	<u>60,595千円</u>

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、厨房設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に店舗の新規出店に必要な資金を、主に金融機関からの銀行借入や社債発行により調達しており、資金運用に関しては一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に店舗物件の賃貸に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に取引先の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金、未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に店舗に関する設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、資金調達時において金利の変動動向の確認や他の金融機関との金利比較等を行っております。長期未払金は、株式の取得に係る未払金及び割賦未払金であり、5年以内の支払期日であります。営業債務や借入金等は流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、毎月資金繰り計画を作成し、随時更新することにより当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	406,307	360,572	△45,734
資産計	406,307	360,572	△45,734
(2) 社債 (※2)	123,000	123,016	16
(3) 長期借入金 (※2)	1,597,019	1,573,483	△23,536
(4) リース債務 (※2)	7,994	7,143	△850
(5) 長期未払金	35,981	35,880	△101
負債計	1,763,996	1,739,523	△24,473

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「短期借入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 社債、長期借入金及びリース債務には、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及び流動負債のリース債務を含んでおります。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	360,572	—	360,572
資産計	—	360,572	—	360,572
社債	—	123,016	—	123,016
長期借入金	—	1,573,483	—	1,573,483
リース債務	—	7,143	—	7,143
長期未払金	—	35,880	—	35,880
負債計	—	1,739,523	—	1,739,523

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、想定した賃貸借契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務及び長期未払金

社債、長期借入金、リース債務及び長期未払金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	ラーメン事業	レストラン事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	3,290,437	3,128,144	6,418,581	—	6,418,581
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	3,290,437	3,128,144	6,418,581	—	6,418,581

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額並びに時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	青柳 誠希	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 29.0% 間接 50.0%	当社借入の 債務被保証	当社借入の 債務被保証 (注1)	311,622	—	—
						当社割賦契 約の債務被 保証	当社割賦契 約の債務被 保証(注2)	22,199	—	—
						当社不動産 賃貸借契約 の債務被保 証	当社不動産 賃貸借契約 の債務被保 証(注3)	417,513	—	—

- (注) 1. 当社の金融機関からの借入金について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。
2. 当社の割賦取引について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている割賦取引に係る長期未払金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。
3. 当社の店舗物件の賃借料について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている物件について当事業年度に支払った賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 385 円 13 銭

1 株当たり当期純利益 142 円 95 銭

(注) 2024年6月18日付で1株につき20株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

重要な後発事象に関する注記

1. 公募による新株式の発行

当社は、2024年9月26日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2024年8月22日及び2024年9月6日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2024年9月25日に払込が完了いたしました。

(1)募集方法	一般募集(ブックビルディング方式による募集)
(2)発行する株式の種類及び数	普通株式 432,000株
(3)発行価格	1,940円 (注)1
(4)引受価額	1,784.80円 (注)2
(5)資本組入額	1株につき892.40円
(6)発行価格の総額	838,080千円
(7)引受金額の総額	771,033千円
(8)資本組入額の総額	385,516千円
(9)払込期日	2024年9月25日
(10)資金の用途	ラーメン事業直営店及びレストラン事業直営店の新規出店のための差入保証金及び設備投資資金に充当する予定であります。

(注) 1. 一般募集はこの価格にて行いました。

2. この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

2. 第三者割当増資による新株式の発行

当社は、2024年9月26日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2024年8月22日及び2024年9月6日開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議いたしました。なお、2024年10月29日に払込が完了いたしました。

(1)募集方法	第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し)
(2)発行する株式の種類及び数	普通株式 80,500株
(3)割当価格	1,784.80円
(4)払込価格	1,504.50円
(5)資本組入額	1株につき 892.40円
(6)割当価格の総額	143,676千円
(7)資本組入額の総額	71,838千円
(8)払込期日	2024年10月29日
(9)割当先	SMB C日興証券株式会社
(10)資金の用途	ラーメン事業直営店及びレストラン事業直営店の新規出店のための差入保証金及び設備投資資金に充当する予定であります。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年10月29日

株式会社 INGS

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 亮一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 健一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 INGS の2023年9月1日から2024年8月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年8月22日及び2024年9月6日開催の取締役会において、一般募集による新株式の発行を決議し、2024年9月25日に払込が完了している。また、会社は、同取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当による新株式の発行を決議し、2024年10月29日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月1日

株式会社 I N G S 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 齋川 貞夫 ㊟

社外監査役 高橋 篤史 ㊟

社外監査役 藤原 英理 ㊟